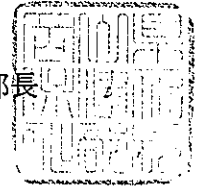


岡山県医師会長 殿

岡山県保健福祉部長



岡山県不妊に悩む方への特定治療支援事業実施要綱の
一部改正について（通知）

本県の母子保健行政の推進につきましては、平素から格別の御協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、特定不妊治療を受けている夫婦が治療の延期等を余儀なくされることが想定されるため「不妊に悩む方への特定治療支援事業」の取扱いについて、治療開始時における年齢の制限と通算助成回数を令和 2 年度に限り、下記のとおり取り扱うこととし、当該要綱を別添新旧対照表のとおり改正することとしましたので、御了知いただきますようお願い申し上げます。

記

1 改正内容（令和 2 年度における取扱い）

- (1) 助成対象者について、現行では治療期間の初日における妻の年齢が 43 歳未満であることとしているが、令和 2 年度の取扱いとして、令和 2 年 3 月 31 日時点で妻の年齢が 42 歳である場合は、前述の「43 歳未満」を「44 歳未満」と読み替える。
- (2) 通算助成回数について、現行では初めて助成を受ける際の治療期間の初日における妻の年齢が 40 歳未満であるときは 6 回までのところ、令和 2 年度の取扱いとして、令和 2 年 3 月 31 日時点で妻の年齢が 39 歳である場合は、前述の「40 歳未満」を「41 歳未満」とする。

※ (1)、(2) とともに令和 2 年度に新型コロナウイルスの感染防止の観点から治療を延期し、令和 3 年 3 月 31 日までに治療を開始したものが対象です。令和 3 年度以降の取扱いは現時点で未定です。

2 添付資料

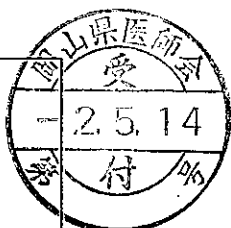
- ・岡山県不妊に悩む方への特定治療支援事業実施要綱 新旧対照表
- ・岡山県不妊に悩む方への特定治療支援事業実施要綱 改正後全文
- ・令和 2 年 4 月 9 日付け子母発 0409 第 3 号（厚生労働省発出）「新型コロナウイルスの感染拡大に伴う令和 2 年度における「不妊に悩む方への特定治療支援事業」の取扱いについて」
- ・令和 2 年 4 月 15 日付け事務連絡（厚生労働省発出）「新型コロナウイルスの感染拡大に伴う令和 2 年度における「不妊に悩む方への特定治療支援事業」の取扱いに関する Q & A について」

3 留意点

本改正は、本県が実施する助成事業についてのみの改正であり、岡山市、倉敷市が実施する助成事業については、本改正の対象とはなりませんので御留意ください。

【問い合わせ先】

岡山県保健福祉部健康推進課
母子・歯科保健班 担当：平田、石井
TEL 086-226-7329（直通）
FAX 086-225-7283



新	旧
岡山県不妊に悩む方への特定治療支援事業実施要綱 第1条～第10条 （略） <u>附 則</u> <u>1 この要綱は、令和2年5月1日から施行し、令和2年度実施事業から適用する。</u> <u>2 この要綱による改正後の岡山県不妊に悩む方への特定治療支援事業実施要綱（以下「新要綱」という。）の規定にかかわらず、新型コロナウイルスの感染拡大に伴う令和2年度における取扱いとして、令和2年3月31日時点の妻の年齢が42歳である場合は、新要綱第3条第1項第3号中「43歳未満」とあるのは「44歳未満」と読み替えるものとする。</u> <u>3 この要綱による新要綱の規定にかかわらず、新型コロナウイルスの感染拡大に伴う令和2年度における取扱いとして、令和2年3月31日時点の妻の年齢が39歳である場合は、新要綱第5条第1項中「40歳以上」とあるのは「41歳以上」と読み替えるものとする。</u>	岡山県不妊に悩む方への特定治療支援事業実施要綱 第1条～第10条 （略）

岡山県不妊に悩む方への特定治療支援事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、不妊症のため子どもを持つことができない夫婦に対し、不妊治療のうち治療費が高額である体外受精及び顕微授精（以下「特定不妊治療」という。）について、医療費の一部を助成することにより経済的負担を軽減し、もって不妊治療対策の充実を図ることを目的とする。

(助成の実施)

第2条 知事は、第4条に規定する不妊治療費を医療機関に支払った者の請求に基づき、第5条の規定により算定された金額を交付する。

(助成対象者)

第3条 この事業による助成を受けることができる者は、法律上の婚姻をしている夫婦で、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 夫婦のいずれか一方又は両者が助成金の支給申請の日において、岡山県内に住所を有すること。（両者とも岡山市又は倉敷市に住所を有する場合を除く。）
- (2) 夫及び妻の前年の所得（1月から5月までの申請については前々年の所得）の合計額が730万円未満であること。
- (3) 治療期間の初日における妻の年齢が43歳未満であること。

2 前項第2号の所得の範囲は、児童手当法施行令（昭和46年政令第281号）第2条の規定を準用し、所得の額の計算方法は同政令第3条の規定を準用する。

(助成対象治療)

第4条 助成の対象となる不妊治療は、配偶者間で行う特定不妊治療（卵胞が発育しない等により卵子採取に至らない場合を除き、医師の判断に基づき、やむを得ず治療を中断した場合についても含む。）で、知事が「岡山県不妊治療指定医療機関指定基準及び指定要領」に基づき指定する医療機関（他の都道府県又は指定都市若しくは中核市の知事又は市長が指定した医療機関を含む）で治療を行ったものとする。ただし、次の各号に掲げる治療法を除く。

- (1) 夫婦以外の第三者からの精子・卵子・胚の提供による不妊治療
- (2) 夫の精子を妻以外の第三者の子宮に医学的な方法で注入して、当該第三者が妻の代わりに妊娠・出産するもの
- (3) 夫の精子と妻の卵子を体外受精して得た胚を妻以外の第三者の子宮に注入して、当該第三者が妻の代わりに妊娠・出産するもの

(助成金の額及び助成回数)

第5条 助成金の額は、前条に規定する治療に要した金額の範囲内で、1回の治療につき15万円（ただし、別表1のC及びFの治療については、7万5千円）までとし、初回の助成（別表1のC及びFの治療を除く）に限り30万円まで、助成回数は他の都道府県又は指定都市若しくは中核市において助成されたものを通じて、6回までとする。ただし、初回の助成を受けた際の、当該助成に係る治療期間の初日における妻の年齢が40歳以上であるときは3回までとする。

なお、平成27年度までの間に通算5か年度助成を受けているときは助成を行わない。

2 前項における「1回の治療」とは、採卵準備のための投薬開始から、体外受精又は顕微授精1回に至る治療の過程をさす。また、以前に行った体外受精又は顕微授精により作られた受精胚による凍結胚移植も1回とみなす。具体的には、別表1のAからFまでのいずれかにあてはまるものとし、G及びHは助成の対象としない。

3 別表1のCの治療を除き、特定不妊治療の一環として夫の精巣又は精巣上体から直接精

子を採用する治療（以下「男性特定不妊治療」という。）を行った場合には、助成金の額は、第1項の規定にかかわらず、前条に規定する治療に要した金額の範囲内で、1回の治療につき第1項に規定する額（ただし、男性特定不妊治療に要した額を除いた額までとする）に15万円（ただし、男性特定不妊治療に要した額が15万円に満たないときは当該男性特定不妊治療に要した額）を加えた額までとする。

4 採卵準備前に男性特定不妊治療を行った結果、精子が得られない等の理由により治療を中止した場合であって、第1項及び前項の規定による助成の対象とならない場合、助成金の額は男性特定不妊治療に要した金額の範囲内で、1回の治療につき15万円（初回の助成に限り30万円）までとする。

5 前項の規定による助成は、第1項の規定による助成回数に含める。

（助成金の申請）

第6条 助成金の交付を受けようとする者は、不妊に悩む方への特定治療支援事業助成金支給申請書（様式第1号）に、不妊に悩む方への特定治療支援事業受診証明書（様式第2号）及び次の関係書類を添えて、居住地を管轄する保健所長又は支所長を経由して、県民局長あて申請するものとする。

（1）別表2に掲げる岡山県内に居住している法律上の夫婦であることを証明する書類

（2）夫及び妻の所得を証明する書類

2 助成金の申請は、当該治療に係る治療費の支払いが終了した日の属する年度の末日までに行わなければならない。ただし、3月15日から3月31日までに支払いを終了した場合は、翌月15日までに申請することができる。

3 前条に規定する年度は、申請が行われた日を基準として決定する。

（助成の決定）

第7条 県民局長は、前条第1項の申請を審査し、助成の可否を決定した後、申請者にその旨を速やかに通知するものとする。

（助成金の交付）

第8条 助成金は、申請者が指定した金融機関の口座への振込みの方法により交付する。

（助成金の返還）

第9条 偽りその他の不正行為により助成金の交付を受けた者があるときは、知事は、その者から助成した額の全額または一部を返還させることができる。

（その他）

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、平成16年9月1日から施行し、平成16年4月1日以後において開始した治療について適用する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

2 この要綱による改正前の岡山県不妊治療支援事業実施要綱に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則

この要綱は、平成21年7月21日から施行し、平成21年度実施事業から適用する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行し、平成23年度実施事業から適用する。

附 則

この要綱は、平成24年7月9日から施行する。なお、平成24年7月8日以前に交付を受けた外国人登録原票記載事項証明書の取扱いについては、従前のとおりとする。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 この要綱による改正前の岡山県不妊治療支援事業実施要綱に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。なお、平成27年3月31日以前において開始した治療については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成28年2月10日から施行し、平成28年1月20日以降に終了した治療について適用する。
- 2 この要綱による改正前の岡山県不妊に悩む方への特定治療支援事業実施要綱に定める様式による用紙は、当分の間、所用の調整をして使用することができる。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成31年4月1日から施行し、平成31年4月1日以降に開始した治療について適用する。なお、平成31年3月31日以前において開始した治療については、なお従前の例による。
- 2 この要綱による改正前の岡山県不妊に悩む方への特定治療支援事業実施要綱に定める様式による用紙は、当分の間、所用の調整をして使用することができる。

附 則

- 1 この要綱は、令和元年7月1日から施行し、平成31年4月1日以降に開始した治療について適用する。なお、平成31年3月31日以前において開始した治療については、なお従前の例による。
- 2 この要綱による改正前の岡山県不妊に悩む方への特定治療支援事業実施要綱に定める様式による用紙は、当分の間、所用の調整をして使用することができる。

附 則

- 1 この要綱は、令和2年5月1日から施行し、令和2年度実施事業から適用する。
- 2 この要綱による改正後の岡山県不妊に悩む方への特定治療支援事業実施要綱（以下「新要綱」という。）の規定にかかわらず、新型コロナウイルスの感染拡大に伴う令和2年度における取扱いとして、令和2年3月31日時点の妻の年齢が42歳である場合は、新要綱第3条第1項第3号中「43歳未満」とあるのは「44歳未満」と読み替えるものとする。
- 3 この要綱による新要綱の規定にかかわらず、新型コロナウイルスの感染拡大に伴う令和2年度における取扱いとして、令和2年3月31日時点の妻の年齢が39歳である場合は、新要綱第5条第1項中「40歳以上」とあるのは「41歳以上」と読み替えるものとする。



子母発0409第3号
令和2年4月9日

各 都道府県
指定都市
中核市 母子保健主管部（局）長 殿

厚生労働省子ども家庭局母子保健課長
(公 印 省 略)

新型コロナウイルスの感染拡大に伴う令和2年度における
「不妊に悩む方への特定治療支援事業」の取扱いについて

不妊に悩む方への特定治療支援事業においては、高額な治療費がかかる体外受精や顕微授精（以下「特定不妊治療」という。）について、患者の経済的負担の軽減を図るため、その費用の一部を助成しているところです。

今般、新型コロナウイルス感染症の患者が増加する中で、令和2年4月7日に政府において新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第32条に基づく緊急事態宣言が発出され、また、同日に日本産科婦人科学会・日本産婦人科医会・日本産婦人科感染症学会の三学会より「新型コロナウイルス感染症（COVID-19）への対応（第三版）」が会員宛に発出され、不妊治療について、「三学会は基本的に延期できるものは延期とする日本生殖医学会のポリシーを尊重しますが、都道府県と患者さんごとの個別対応が必要ですので、状況をご説明の上、安心安全な医療を提供していただくようご配慮をお願いします」との見解が示されたところです。このようなことから、今後、特定不妊治療を受けている夫婦が、治療の延期等を余儀なくされることが想定されます。

つきましては、こうした状況に鑑み、平成17年8月23日付け厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「母子保健医療対策総合支援事業の実施について」の別紙「母子保健医療対策総合支援事業実施要綱」の別添12「不妊に悩む方への特定治療支援事業」について、時限的に、下記の通り取り扱うことといたしました。

各都道府県等の母子保健主管部局におかれては、下記にご留意の上、御対応いただくとともに、管内市町村、指定医療機関及び不妊専門相談センター等の関係機関への周知をお願いします。

記

1. 「不妊に悩む方への特定治療支援事業」の対象者については、現行の要綱上、「治療期間の初日における妻の年齢が 43 歳未満である夫婦とする」とされているが、令和 2 年 3 月 31 日時点で妻の年齢が 42 歳である夫婦であって令和 2 年度に新型コロナウイルスの感染防止の観点から治療を延期したものにあっては、妻の年齢が 44 歳に到達する日の前日までの間に限り、対象者と取り扱うこととして差し支えない。
2. 「不妊に悩む方への特定治療支援事業」の通算助成回数については、現行の要綱上、「初めて助成を受けた際の治療期間の初日における妻の年齢が 40 歳未満であるときは、6 回(40 歳以上であるときは通算 3 回)」とされているが、令和 2 年 3 月 31 日時点で妻の年齢が 39 歳である夫婦であって令和 2 年度に新型コロナウイルスの感染防止の観点から治療を延期したものにあっては、初めて助成を受けた際の治療期間の初日における妻の年齢が 41 歳未満であるときは、通算助成回数を 6 回と取り扱うこととして差し支えない。

以上

事務連絡
令和2年4月15日

各 都道府県
指定都市
中核市 母子保健主管部（局） 御中

厚生労働省子ども家庭局母子保健課

新型コロナウイルスの感染拡大に伴う令和2年度における
「不妊に悩む方への特定治療支援事業」の取扱いに関するQ&Aについて

母子保健行政の推進につきましては、平素より多大なる御尽力を賜りまして厚く御礼申し上げます。

不妊に悩む方への特定治療支援事業に関し、令和2年4月9日付け子母発0409第3号厚生労働省子ども家庭局母子保健課長通知「新型コロナウイルスの感染拡大に伴う令和2年度における「不妊に悩む方への特定治療支援事業」の取扱いについて」について通知したところです。

今般、都道府県等から照会が多い事項についてQ&Aを作成しましたので、別添のとおり情報提供いたします。

各都道府県等の母子保健主管部局におかれては、別添Q&Aをご参照の上、御対応いただくとともに、管内市町村、指定医療機関及び不妊専門相談センター等の関係機関への周知及び助言等の支援をお願いします。

別添1

新型コロナウイルスの感染拡大に伴う令和2年度における「不妊に悩む方への特定治療支援事業」の取扱いに関するQ&A

別添2

体外受精・顕微授精の治療ステージと助成対象範囲

以上

新型コロナウイルスの感染拡大に伴う不妊治療延期に関する関係QA集

令和2年4月15日時点 子ども家庭局母子保健課

番号	カテゴリ	質問内容	回答
1	延期期間の取扱いについて	「令和2年度に新型コロナウイルスの感染予防の観点から治療を延期したもの。」とは ①令和2年度中に延期の期間は問わず、延期したもの ②令和2年度中は延期し（令和2年度中は治療しない）、令和3年度に治療開始したもの のどちらを指すか。	今回の延期措置は、令和2年度の「不妊に悩む方への特定治療支援事業」における措置になりますので、『令和3年3月31日までに治療開始したもの』が対象となり、①の扱いとなる。 本事業は単年度ごとの予算事業であるため、令和3年度の扱いについては現時点では未定であるが、今後の新型コロナウイルスの感染状況を踏まえ検討してまいりたい。
2	令和3年度以降の取扱いについて（時限措置の期限について）	通知の件名には「令和2年度」とありますが、申請が令和3年度になった場合に、時限措置の対象とする予定はあるか。	令和3年度の扱いについては未定である。 本事業は単年度ごとの予算事業であるため、令和3年度の扱いについては現時点では未定であるが、今後の新型コロナウイルスの感染状況を踏まえ検討してまいりたい。
3	年齢の考え方について	時限的に年齢要件を緩和することだが、具体的にどのような年齢の者がどのような取扱いとなるのか。	2020/3/31時点で43歳未満、40歳未満である者が対象となる前提を踏まえ、年齢の考え方については、以下を参考とされたい。 ・2020/3/31時点で既に43歳 →対象外 ・2020/4/1以降に43歳になる →対象 ・2020/3/31時点で既に40歳 →通算回数3回 ・2020/4/1以降に40歳になる →通算回数6回
4	治療ステージ（別添参照）の解釈について	・治療ステージBは「受精後1～3周期程度の間隔をあけて胚移植を行う」との“当初の”治療方針に基づく治療」とあり ・体調不良等のため“当初の”治療方針を大きくこえる期間空く場合は、一旦ステージDとして申請する との通常の取扱いに関し、 「治療開始当初は“胚凍結後に数周期中に胚移植する予定”であったが、コロナウイルス感染症の終息を待って、数ヶ月以上を空けて胚移植を行うよう方針を変更した」場合は一旦ステージDとして申請するのではなく、ステージBとして取扱って差し支えないか。	差し支えない。 治療ステージの扱いについては、申請者の希望に応じて柔軟にご判断されたい。（ケースに応じて治療ステージBとして扱うこととしても差し支えない） その際、令和3年度については、今回の時限措置が継続されるかについては未定であることについてご留意いただきたい。
5	延期に関する証明書等の提出について	今回の時限措置の対象者が「新型コロナウイルスの感染防止の観点から治療を延期したもの」であることについて、何かしら本人からの申立書、または医療機関からの証明書等の提出を求めるべきか。	今回の措置については、本人や医療機関からの申立書や証明書等は不要である。 一律に対象にさせていただいて差し支えない。
6	適応開始時期について	年齢要件緩和が適応となるのは、なぜ2020年4月以降なのか（1～3月に自主的に治療延期した人と不公平ではないか）。	今般の措置は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、不妊治療の延期等が余儀なくされることに伴う措置になる。そのため、日本生殖医学会が4/1に声明を出したことに鑑みて、対象期間を4/1からとしている。 それまでの期間（1～3月）の治療延期の判断については、「延期が余儀なくされた」とまではいえず、措置の対象とはしていない。
7	採卵前に治療中止した場合について	治療を開始したが、採卵に至る前にコロナの関係で治療を中止することになった場合、使用したホルモン剤等にかかる費用に関して助成されるのか。	今回の措置は、年齢要件を時限的に変更するものであり、治療ステージと助成の考え方に関しては従来と変わらない（別添参照）。すなわち採卵に至らなかった場合は助成の対象とはならない。

8	婚姻関係の確認について	令和2年3月31日時点で42歳である未婚女性について、令和2年度中に婚姻関係が結ばれ、その後治療を開始した場合は、今般の年齢緩和措置の対象としてよい。また、通算助成回数を6回とする取扱いにおいても、令和2年3月31日時点で39歳である未婚女性について、同様の扱いとしてよい。	助成の対象として差し支えない。 令和2年3月31日時点で43歳以上（または40歳以上）の女性については、既婚、未婚問わずに対象とはならない。
---	-------------	---	--

別添2 体外受精・顕微授精の治療ステージと助成対象範囲

治療内容	採 卵 ま で			採 精 (夫)	(前 培 養 ・ 媒 精 (顕 微 授 精) ・ 培 養) 受 精	胚 移 植						(胚 移 植 の お お む ね 2 週 間 後) 妊 娠 の 確 認
	(自 然 周 期 で 行 う 場 合 も あ り) 薬 品 投 与 (点 鼻 薬)	(自 然 周 期 で 行 う 場 合 も あ り) 薬 品 投 与 (注 射)	採 卵			新 鮮 胚 移 植		胚 凍 結	凍 結 胚 移 植			
						胚 移 植	黄 体 期 補 充 療 法		(自 然 周 期 で 行 う 場 合 も あ り) 薬 品 投 与	胚 移 植	黄 体 期 補 充 療 法	
平均所要日数	14日	10日	1日	1日	2～5日	1日	10日		7～10日	1日	10日	1日
A	新鮮胚移植を実施											助成対象
B	凍結胚移植を実施*											
C	以前に凍結した胚を解凍して胚移植を実施											
D	体調不良等により移植のめどが立たず治療終了											
E	受精できず または、胚の分割停止、変性、多精子授精などの異常授精等により中止											
F	採卵したが卵が得られない、又は状態のよい卵が得られないため中止											
G	卵胞が発育しない、又は排卵終了のため中止											対象外
H	採卵準備中、体調不良等により治療中止											

* B: 採卵・受精後、1~3周期程度の間隔をあけて母体の状態を整えてから胚移植を行うとの当初からの治療方針に基づく治療を行った場合。

* 採卵準備前に男性不妊治療を行ったが、精子が得られない、又は状態のよい精子が得られないため治療を中止した場合も助成の対象となります。

